

平成 23 年度における独立行政法人北方領土問題対策協会
役員退職金に係る業績勘案率（案）の基準値について

平成 24 年 3 月 13 日

内閣府独立行政法人評価委員会

北方領土問題対策協会分科会長 上 野 俊 彦

平成 23 年度における独立行政法人北方領土問題対策協会の退職役員に関する業績勘案率（案）の基準値については、以下のとおりとする。

理事長 XXXXXXXXXX 平成 23 年度における業績勘案率の基準値は、1.0 とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成 17 年 8 月 23 日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成 24 年 3 月 13 日開催の北方領土問題対策協会分科会において審議

平成 23 年度における当該役員が在籍した法人の業務の状況は、当該年度計画に沿って順調に行われており、前年度までの業務実績等を総合的に勘案して決定

平成 23 年度（4 月 1 日～1 月 1 日）

独立行政法人北方領土問題対策協会理事長としての ████████ 氏の業績（案）

██████ 氏は、理事長として協会を代表して、その業務を総理し、平成 23 年度においては、以下の業務を中心に推進した。

○国民世論の啓発

- ・中学生を対象として新たに実施することとなった「北方領土問題に関するスピーチコンテスト」について、企画・募集・審査業務を着実に実施し、2 月の最終選考会に向けた準備を適切に行った。
- ・北方領土教育の充実を図るため、教育指導者、有識者からなる「北方領土教育に係る副教材作成に関する検討委員会」を設置し、中学校社会科教員向けの副教材の作成に向け、適切な業務執行に努めた。
- ・北方領土問題の認知度が低い若年層の理解を深めるため、内閣府と共同で新たに実施することとなった「北方領土返還要求全国キャンペーン」（8 月～11 月）について、限られた人員の中、効率的・効果的な事業運営を図り、適格かつ適正な実施を行った。

○北方四島との交流事業の実施

- ・北方四島在住のロシア人との相互理解を促進し、北方領土問題の解決に向けた環境整備のため実施している北方四島交流事業において、受入事業（2 回）、訪問事業（4 回）及び専門家の派遣（日本語講師派遣 3 回）を計画どおり実施した。
- ・「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」（平成 19 年 12 月 18 日関係閣僚申合せ）及び北方四島交流事業等関係府省等推進協議会の方針に基づき設置した船舶専門家により構成される「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」を計画どおり開催するなど、平成 24 年度供用開始に向けた後継船舶の調達及び建造進行監理に関する適切な業務執行に努めた。

○元島民等の援護

- ・元島民等による自由訪問（いわゆる「ふるさと訪問」）に対する支援について、平成 22 年度の年間 5 回に対し、平成 23 年度は年間 7 回に回数を増やし、元島民等がふるさとを訪問する機会の拡充を図った。

○北方地域旧漁業権者に対する貸付業務の円滑な実施

- ・平成 21、22 年度に実施した資金需要調査の結果を踏まえ、漁業設備資金、農林設備資金及び住宅資金の限度額の引き上げなどを実施した。

23年度計画の各項目	実 績
1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
<p>(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局・事務所会議の他、毎月、役員を含めた会議を開催し、緊密な意思の疎通、情報共有等を図り、計画的、効率的な事務の遂行に努めた。 ・各種マニュアルの有効活用、LANシステムによるグループウェアの効率的な活用による文書の共有化により、文書作成作業の軽減、作業時間の短縮化、用紙の節約、迅速な情報提供に効果を挙げた。 ・事務局経費として、役職員が出張する際、適用除外期間や緊急、日程変更の生じるおそれのある場合などを除き、原則としてパッケージツアーや割引航空券等を使用することで、効率的な経費の使用に努めている。 ・県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約の協力を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材については、協会で一括作成し、提供するなど経費節減と効率化を図った。
<p>(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。</p> <p>中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組み、その検証結果及び取組状況を公表する。 ・契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとする。 <p>一般競争入札等の実施においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置された「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを更に徹底して行う。</p> <p>なお、「1者応札・1者応募」に対しては、公告期間の十分な確保、参加資格の要件緩和などを内容とする「1者応札・1者応募にかかる改善方策」(平成21年6月)に基づいて、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得るとともに、財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見の聴取内容や、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を部内連絡会議等の機会を捉えて職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続きコンプライアンスの徹底を図る。 ・引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約については、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを行い、一般競争入札等の実施に努めた。また、入札にあたっては、1者応札・1者応募にならないよう、「1者応札・1者応募にかかる改善方策」に従い、競争性の確保に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・協会内会議での幹部からの法令順守のための注意喚起や監事の業務監査等を徹底して行っている。また、昨年度コンプライアンスに関する規程を作成し、外部委員も含めたコンプライアンス委員会も設置し、23年度においても年度末での開催を決定した。 ・引き続き、財務内容の一層の透明性を確保するため、監事・監査法人による監査を実施し、適正な財務諸表等を公表している。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 国民世論の啓発に関する事項

① 北方領土返還要求運動の推進

(ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間100回以上に保たれるよう適切な支援を行う。

また、これらの事業の実施による効果を、事業の実施件数、事業内容の充実状況、国民の参加数等の状況、参加者の反応状況等の指標により、適切に把握するよう努めるとともに、啓発事業の効果を把握するための指標についても引き続き検討する。

(イ) 北方領土返還要求全国大会

(2月7日「北方領土の日」開催場所:東京)

(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等

(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地根室市集会、研修会等

(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動

(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。

(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。

(エ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。

○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月)

○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定)

○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定)

○ 県民会議ブロック会議(6ブロック)

○ 北連協代表者会議

(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。

(i) 標語募集

(ii) 啓発カレンダーの作成

(iii) 啓発懸垂幕の掲出

(iv) その他啓発効果の高い掲示物の設置等

(カ) 北方領土問題に関する昨今の情勢に鑑み、国民世論の一層の啓発を図る必要があることを踏まえ、国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるため、内閣府と共同で、「北方領土返還要求全国キャンペーン」を実施する。

(キ) 根室地域の啓発施設のうち、北方館(根室市)及び別海北方展望塔(別海町)の両施設については、施設の維持及びバリアフリー等の観点から必要な整備を行う。また、根室管内に設置されている啓発施設について、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設備等の整備を行う。また、羅臼国後展望塔(羅臼町)を含めた3つの啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。

・県民会議、北連協等が実施する事業への支援については、啓発資料・資材の提供、啓発パネル・ビデオの貸与、講師派遣、経費等、8月の北方領土返還運動強調月間を中心に支援を行った。また、北方領土返還要求全国大会や2月の強調月間において実施される各団体・地方の事業への支援が年間100回以上保たれるよう適切に準備等の事務を行った。

・県民大会等への講師の派遣については、既に実施された事業に対しては、要望に対し適切な講師を派遣し、また2月の強調月間へ向けた調整等を進め、適正な事務に努めた。

・協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を47都道府県に配置し、協会から毎月、返還運動団体の行事予定、最近のロシア情勢(日露関係)に関する資料を送付することによって、その共有を図り、地域における返還運動が推進された。

・県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するための会議は、3月実施予定のブロック幹事県担当者会議を除き、全て予定通り実施した。

・標語・キャッチコピー募集、啓発カレンダーの作成、8月の啓発懸垂幕掲出を予定通り実施した。また、2月の懸垂幕掲出及び電光掲示板を活用した啓発の準備を進め、また、新たに設置する電光掲示板の適正な事務にも努めた。

・「北方領土返還要求全国キャンペーン」を内閣府と共同で実施し、それに伴う事務を適切に実施し、11月までに全てのイベントを実施した。

・根室地域の啓発施設改修工事について、別海北方展望塔は、エレベーター設置工事及び周辺フェンス、北方館では、屋上の防水工事及び研修室の拡充を実施することとしており、それぞれ別海町、根室市の協力を得て、契約等の手続きを進め、年度内に工事が完了するよう適正な事務に努めた。

また、啓発施設の有効活用が図れるよう3施設に意見箱を設置し、来館者の意見を集約している。

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施
(ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。

従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する参加者の意見等を踏まえ、参加者同士が意見交換をする時間の拡充など内容の充実に努める。

各事業の参加者に対しては、アンケート又は報告書を提出させ、各事業に対する意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。

○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世等/7月)

・ 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。

・ 同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。

○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市)

○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市)

○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回)

○ 北方領土問題に関するスピーチコンテスト

○ 副教材ソフトの作成

○ デジタルライブラリーの構築に向けた元島民に対するインタビュー映像の作成をはじめとした各種コンテンツの作成(内閣府と共同実施)

(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資料の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。

また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。

③ わかりやすい情報の提供

北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等を行う。

また、インターネットを活用し、積極的な情報発信に努め、協会ホームページにおいて、実施した事業の実績などのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、引き続き教育者及び青少年向けに役に立つ情報の発信に努めるなど、同ホームページの一層の充実に努める。

・返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、計画した事業は、2月に開催予定のものを除き、全て予定通り実施した。

・事業実施にあたっては、前年度の各事業に対する参加者の意見等を踏まえ、参加者同士が意見交換をする時間の拡充を行う等、内容の充実に努めた。

・実施事業の効果及び今後の事業を効果的に開催の参考資料とするため、北方少年交流参加者からは感想文を提出させ、北方領土問題青少年・教育指導者研修会及び北方領土ゼミナール参加者に対してはアンケート調査を実施した。

・本年度より実施することとなった「北方領土問題に関するスピーチコンテスト」について、募集・審査等を適切に実施し、2月に開催予定の最終選考会の実施に向け、適切な事務に努めた。

・副教材ソフトについては、教育指導者、有識者からなる「北方領土教育に係る副教材作成に関する検討委員会」を設置・開催し、専門的な意見を聴取し、初心者向けの中学校社会科教員のための副教材を年度内に完成すべく適切な事務に努めた。

・内閣府が制作し管理・運営するデジタルライブラリーに掲載する、元島民インタビューや啓発動画などの各種コンテンツの制作を進め、年度内に完成すべく適切な事務に努めた。

・学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的として、県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を働きかけており、県民会議が教育者会議と協力して実施する特別事業に対する支援及び北方領土教育実践推進指定校制度を実施した。

なお、教育者会議は22年度までに37都道府県で設立しているが、未設置県への働きかけの結果、23年度においても2月に新たに1県設立されることとなった。

・パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等について、北方領土返還運動全国強調月間(2月、8月)の県民会議等の事業支援に備え作成した。

・協会ホームページのコンテンツの速やかな更新を行うとともに、納沙布岬に建つ北方領土啓発施設である北方館から、現地の最新情報を提供している。

・現在の協会ホームページをより見やすく、また、高齢者等に配慮し、且つ教育関係者、青少年等に向けた動画等のコンテンツにも対応した、ホームページのリニューアルを行うこととし、年度内の切り替えに向け適切な事務に努めた。

<p>(2) 北方四島との交流事業 以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、アンケートによる意見の聴取に努める。</p> <p>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。</p> <p>② 専門家の派遣 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。 また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。</p> <p>③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、実施関係団体等による協議を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協会主催については、一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 ・道推進委員会主催については、一般訪問2回、後継者2回、青少年1回の計5回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 ・事業実施にあたっては、従来の対話集會に代わって、住民交流会(文化交流と意見交換を併せて行う)を各訪問で実施した。住民交流会の実施にあたっては、事業参加者には北方領土問題の経緯、日本の主張等についての事前研修会を実施した。 ・全ての事業においてアンケートを実施し、次年度の事業計画を策定する際の参考とするため、両実施団体で集約、整理・保存した。また、受入事業においてもロシア人訪問団に対するアンケートを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の派遣事業として、教育専門家(中学校社会科教諭)を青少年訪問事業と合同で、協会(参加者:青森以南対象)主催、道推進委員会(参加者:北海道内対象)主催で各1回計画し、予定どおり実施した。教育関係者訪問事業を青少年訪問事業との合同事業とすることにより、国後島の教育関係者との意見交換、青少年同士の交流などの交流を実施することができた。 ・日本語講師の派遣を3回計画し、予定通り実施した。なお、ロシア人受講者の要望を積極的に反映し、より一層充実した講義内容とするため、アンケート調査を行った。 ・教育専門家の訪問事業への参加者から報告書を提出させた。学習と啓発や友好促進、相互理解、共同的研究の各視点から、交流の目的に即した事業の方向性に関し提案されており、今後の事業改善に役立つ内容であった。 ・昨年度派遣の講師からの報告書を受け、四島側の特殊性を考慮した授業を円滑に実施するためのカリキュラムを作成した。なお、今年度については、これまで派遣した講師等の意見を反映した協会独自の日本語教材の作成を行い、今年度から本教材を用いて事業を実施した。 ・派遣した日本語講師からは、予定通り事業の報告書の提出を受け、派遣講師を招集した報告会を開催した。報告書には、23年度の実施結果、次年度以降の事業をより効果的、効率的に実施するための提案等が記載されており、報告会においては、報告書を基に派遣講師から詳細な説明がなされ、有益な意見交換を行うことができた。 <p>23年度事業の効果的・効率的な遂行を図るため、その在り方等を検討するための協議を実施団体、関係府省等と実施した。</p>
<p>(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)及び北方四島交流事業等関係府省等推進協議会の方針に基づき、平成24年度供用に向けて後継船舶の調達に関する業務を進め、今年度においては、落札した事業者及び造船会社において、基本設計に基づく詳細設計など建造工事の起工に向けての各種準備及びそれらに基づく建造作業が実施されることになるので、これら一連の準備及び建造作業が計画どおり実施されているかを「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」の意見等を踏まえ、必要に応じ事業者に対する適切な指導を行う。 また、船名の公表をはじめとして、建造作業の進捗に伴う事務を適切に実施する。</p>	<p>関係府省との調整を行いながら、「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会」での方針に従い作業を進めた。 平成21年度に落札業者と締結した協定書に基づき、仕様に沿った調達が適正に行われるか進行監理等業務を引き続き行うため、「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」を開催した。また、提出をうけた承認図書の確認等業務についても、進行監理等業務契約を締結している専門業者の助言等も受けつつ、適正な処理を進めるべき努めた。その結果、平成24年3月に本船船主への船舶引き渡しが見込みとなり、また供用開始も予定通り平成24年度事業より可能となった。 その他、平成22年度末に実施した後継船舶船名公募の結果公表も予定通り実施し、また、来年度、事業開始前に実施する予定である船舶内部公開事業についても、実施に向けた調整等を行い、適切な事務に努めた。</p>

<p>(4) 北方領土問題等に関する調査研究 北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。選定したテーマについては、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表することとする。 また、有識者の意見等を収集し、運動関係者に提供し、効果的に活用する。</p>	<p>今年度は「変わりゆく北方領土の現状」を主要テーマとし、北方領土問題の有識者にロシアの北方領土開発の動向と返還運動の近況について、専門的な視点から分析等を行った研究レポートの作成を依頼した。 また、日ロ両国間の北方領土交渉の情報の収集に努め、北方領土に関するトピックスを全国の返還運動関係者に提供し、各種事業や会議等で発信してもらうことにより返還運動の推進に役立てている。当該情報は、当協会のホームページ上でも公表し、より多くの方に情報を提供した。 また、現地の様子を紹介した北方領土情報を定期購読し、現地情報の収集に努めた。</p>
<p>(5) 元島民等の援護等に関する事項 ① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。</p> <p>(イ) 元島民等により構成される団体がこれまで収集保存してきた元島民等の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解を深める機会の提供を行うため、資料のデジタル化・情報発信を行う「北方領土関連資料情報発信事業」に対し支援を行う。</p> <p>② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。 その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p>	<p>・元島民は、返還運動において重要な役割を果たしており、返還運動の推進のためにも、これら元島民の連携の強化、また、自らの役割を再確認することが重要であり、そのための研修・交流会の開催を2回計画し、予定通り開催した。</p> <p>・元島民等に対し必要な援護を行うことを目的として、元島民等で構成される千島連盟が行う返還要求運動、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料等の収集及び保存活動を支援した。 ・署名活動の支援によって収集された署名については、請願法に基づき、国会に対する「北方領土返還促進に関する請願」の際に提出し、適切な支援を行った。(署名収集数 619,753名(12月末現在))</p> <p>・元島民等で構成される千島連盟がこれまで収集してきた元島民等の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解を深める機会の提供を行うため、資料のデジタル化・情報発信を行う「北方領土関連資料発信事業」に対して適切な支援を行った。</p> <p>・元島民による自由訪問を年間7回計画し、すべて計画通り実施した。</p> <p>・事業実施後には、実施概況、訪問団の手記、団員名簿、訪問地の地図等の訪問時の記録がまとめられている報告書を提出させた。</p>
<p>(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業 ① 貸付限度額等の一部見直し 融資事業の一層の効果的な実施を図るため、成23年4月1日より、以下の見直しを行う。 (ア) 住宅改良資金、住宅新築資金及び土地取得資金を統合し、住宅資金とする。 (イ) 漁業設備資金、農林設備資金及び住宅資金について限度額を引き上げる。 (ウ) 住宅資金の所要額に占める貸付可能割合の上限を引き上げる。 (エ) 融資資格の承継要件のひとつである承継者及び被承継者間の生計維持関係の認定基準を緩和する。</p>	<p>・貸付限度額等の一部見直しについて、予定通り4月1日に実施した。</p>

<p>② 融資制度の周知 融資対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・平成23年4月1日から実施する貸付限度額等の見直し内容をはじめとする融資内容及び手続の方法について ・生前承継及び同制度を補完する死後承継についてまた、承継手続きができる可能性の高い世帯に対し、別途ダイレクトメールを送り、手続きを促す。</p>	<p>・融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について、個別対応をする融資相談会を対象者が多く居住する10地区に、開催要請のあった2地区を加えた12地区で13回開催した。 ・内閣府北方対策本部、千島連盟等の関係機関との連携を密にし、法対象者に対して、改正内容や融資制度について、ホームページへの情報の掲載などに加え、パンフレットやダイレクトメールの送付、協会広報誌による周知を図った。 ・融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会を利用して融資制度の周知徹底に努めた。</p>
<p>③ 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)</p>	<p>・関係金融機関と会議を予定通り実施したほかに、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会からの情報を提供するとともに、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見により改善を図るため、根室管内漁協や委託金融機関との打合せを実施し、制度利用の活性・円滑化に努めた。</p>
<p>④ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、個人信用情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。 (ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の21年度末平均比率3.00%以下に抑制する。 (イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。 (ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。 (エ) 住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p>	<p>・信用リスクの管理については、「延滞債権督促マニュアル」に基づき、電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促や実態調査を実施し、管理・回収に努めた。 ・1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用している。 ・時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はない。 ・破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を密にし適切に対処していた。また、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努めた。 ・新たに融資を行う際には、貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、個人信用情報システムを活用し、十分な審査を行った。 ・リスク管理債権比率は2.04%(23年12月末現在) ・更生・生活資金のリスク管理債権の前中期計画期間平均残高比は44.71%(23年12月末現在) ・修学者との連帯債務契約の締結率は100%(23年12月末現在) ・住宅資金のうち、増改築又は修繕に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権の前中期計画期間平均残高比は55.16%(23年12月末現在)</p>
<p>⑤ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めってもらうため融資業務研修会を開催する。</p>	<p>・元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び融資計画、借入資格等全般について、理解の深耕と意見交換を目的として計画どおり融資業務研修会を開催した。</p>
<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	
<p>別紙</p>	<p>—</p>
<p>4. 短期借入金の限度額</p>	
<p>【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。</p>	<p>該当なし</p>
<p>【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。</p>	<p>・実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金(無担保扱い)をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。 ・12月末現在の実績では、資金繰り上最低限必要であった6.4億円を借り入れた。</p>

5. 重要な財産の処分等に関する計画	
低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	・基金資産10億円については、北洋銀行4億円、北海道信漁連2.5億円、信金中央金庫1.5億円、三菱東京UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫1億円と、それぞれ担保に供しており、低利な資金調達を可能としている。
6. 剰余金の使途	
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	該当なし
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表（略）	・根室地域の啓発施設改修工事については、別海北方展望塔は、エレベーター設置工事及び周辺フェンス、北方館では、屋上の防水工事及び研修室の拡充を実施することとしており、それぞれ別海町、根室市の協力を得て、契約等の手続きを進め、年度内に工事が完了するよう適正な事務に努めた。
(2) 職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。	・事業を効果的、効率的に実施するため、事業毎にチーム制を導入しており適性に合った人員配置を行うとともに、職員を積極的に研修に参加させた。